

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第120号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削る。

第4条第2項第7号中「科目更正」を「会計更正、科目更正及び年度更正」に改め、同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第5条第2項中「前条第4項各号」を「前条第3項各号」に改める。

第16条第2項中「区役所区民部市民窓口課、区役所支所区民部市民窓口課」を「区役所区民部市民税課、同部課税課、区役所支所区民部課税課」に改める。

第38条第2項中「行財政局税務部収納対策課長」を「行財政局税務部納税推進課長又は同部収納対策課長」に改める。

第40条中「場合において」を「とき」に改め、同条に次の6項を加える。

2 会計管理者は、収納金が少額であるため前項の規定により留めておく現金を十分に確保することができないことその他の特別の理由があると認めるときは、つり銭を必要とする出納員に対し、その保管する現金の一部をつり銭として交付し、これを保管させることができる。

3 区会計管理者は、前項に規定する特別の理由があると認めるときは、会計管理者が保管する現金の一部の交付を受け、つり銭を必要とする区出納員に対し、つり銭としてこれを交付し、保管させることができる。

4 出納員及び区出納員は、つり銭として使用する現金の交付を受けようとするときは、それぞれ会計管理者及び区会計管理者に対し、別に定める申請書を提出し、その承認

を受けなければならない。

5 出納員及び区出納員は、それぞれ会計管理者及び区会計管理者からつり銭として使用する現金の交付を受けたときは、つり銭に係る現金出納簿を備え、当該現金の保管の状況をこれに記載するとともに、現につり銭に使用しない現金については、金融機関への預金その他の確実な方法により保管しなければならない。

6 出納員及び区出納員は、つり銭として保管する現金を翌年度において引き続き保管するときは、年度の末日までに、それぞれ会計管理者及び区会計管理者に対し、当該現金の保管の状況を報告しなければならない。

7 出納員及び区出納員は、つり銭として保管する現金を使用する必要がなくなったときは、当該現金を速やかに会計管理者及び区会計管理者に返還しなければならない。

第43条の2第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号を第15号とし、同条第4項ただし書中「第1項第12号」を「第1項第10号」に改める。

第45条の3第1項各号列記以外の部分中「これらに係る出納機関」を「会計管理者（区会計管理者に係る書類にあっては、センター出納員）」に、同条第2項中「それとの出納機関」を「会計管理者（区会計管理者に係る使用後の領収済通知書にあっては、センター出納員）」に改める。

第46条第1項中「納入通知書等若しくは払込書のうち」を「使用後」に改め、同条第2項本文中「納入通知書等のうち」を「使用後」に、「行財政局税務部収納対策課」を「行財政局税務部納税推進課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 センター出納員は、指定金融機関から使用後の領収済通知書の送付を受けたときは、これらを歳入科目別に区分して収入金計算表及び収入金仕訳書を作成したうえ、収入金計算表及び使用後の領収済通知書を主管課に送付しなければならない。

第46条第4項を削り、同条第5項前段中「、収入金仕訳書」を削り、「納入通知書

等又は払込書のうち」を「使用後」に改め、同項後段中「主管課は、」の右に「収入金計算表及び」を加え、「保管し、その他の書類を総務事務センターに返還しなければ」を「保管しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第57条第11号を次のように改める。

(11) 児童手当及び子ども手当

第57条第19号から第21号までを削る。

第74条第1項中「したうえ、当該支出命令書に当該審査が終了したことを示す公印（以下「審査済印」という。）を押さなければ」を「し、地方自治法第232条の4第2項の規定による確認をしなければ」に改め、同条第4項中「より支出命令書に審査済印を押した」を「よる確認が終了した」に、「当該支出命令書」を「支出命令書」に改める。

第75条の見出し中「拒否」を「返還」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「審査済印を押すことができない」を「支出命令者に対し、支出命令書を返還しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第76条第1項各号列記以外の部分中「支出命令書に審査済印を押した」を「確認をした」に改める。

第78条第1項を次のように改める。

出納機関は、指定金融機関に直接現金により支払をさせようとするときは、債権者から領収書を徴し、支払番号札（第34号様式）（区会計管理者が指定金融機関に直接現金により支払をさせようとするときにあっては、別に定める通知書。以下同じ。）を交付するとともに、支払通知書（第35号様式）により、指定金融機関に対し、支払命令を発しなければならない。

第78条第2項前段中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同項後段及び同条第3項中「支払確定書」を「支払通知書」に改め、同条第4項後段中「当該支払確定書」を

「当該支払通知書」に改め、同条第5項及び第6項中「支払確定書」を「支払通知書」に改め、同条第7項中「支払命令書」を「支払通知書」に改める。

第79条第6項及び第81条第2項前段中「支払確定書」を「支払通知書」に改める。

第85条第3項前段中「拒否」を「振替命令書の返還」に、「並びに第75条第1項及び第2項」を「及び第75条第1項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第56条及び第75条第1項中「支出命令書」とあるのは「振替命令書」と、「支出命令」とあるのは「振替命令」と、第56条中「支出命令者」とあるのは「歳入徴収者及び支出命令者」と、第75条第1項中「支出」とあるのは「振替」と読み替えるものとする。

第99条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、次に掲げる証拠書類は、主管課において保管するものとする。

- (1) 使用後の領収済通知書
- (2) 領収調書のうちの領収済通知書
- (3) その他主管課において保管することが適当であると会計管理者が認める支出命令書の添付書類

第118条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 支払命令に用いる公印（第91号様式）

第118条第2項を削る。

第119条第1号及び第2号中「小切手の振出し」を「支払命令」に改める。

第121条第1項中「支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算の承認並びに」を削り、「審査済印」を「公印」に改める。

別表第1中「地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員に係るものに限る。」を削り、

「

給 貸 与 品 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われる
光 熱 水 費	ものに限る。

」

を

「

給 貸 与 品 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われる ものに限る。
光 熱 水 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われる ものに限る。

」

に、

需用費（諸費、給貸 与品費、光熱水費、 印刷購入費及び飼 料費を除く。）	
通 信 運 搬 費	
使用料及び賃借料	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われる もののうち、1件につき 100,000 円以下のものに限 る。
原 材 料 費	
備 品 購 入 費	

を

「

需用費（諸費、給貸与品費、光熱水費、印刷購入費及び飼料費を除く。）	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。
通信運搬費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるものに限る。
使用料及び賃借料	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。
原 材 料 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。
備 品 購 入 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。

に

」

改める。

別表第2 1中第35号及び第36号を削り、第34号を第36号とし、第14号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

別表第2 1中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 行財政局税務部納稅推進課長

別表第2 1第37号を次のように改める。

(37) 衛生環境研究所管理課長

別表第2 1中第54号を削り、第55号を第54号とし、第56号を第55号とし、同号の次に次の1号を加える。

(56) 北部みどり管理事務所長

別表第2 1中第59号を削り、第58号を第59号とし、第57号を第58号とし、同号の前に次の1号を加える。

(57) 南部みどり管理事務所長

別表第2 1第61号を次のように改める。

(61) 保健センター健康づくり推進課長

別表第2 1中第70号を第71号とし、第67号から第69号までを1号ずつ繰り下げ、第66号中「音楽高等学校」を「京都堀川音楽高等学校」に改め、同号を第67号とし、第65号を第66号とし、第64号を第65号とし、第63号の次に次の1号を加える。

(64) 上下水道局総務部地域事業課京北分室担当課長

別表第2 2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 行財政局税務部納稅推進課長

別表第4中「第5号 削除」を「第5号 行財政局税務部納稅推進課長」に、「第26号 削除」を「第26号 芸術大学事務局企画広報課長」に、「第29号 上京保健所健康づくり推進課長
第30号 北保健所健康づくり推進課長

第31号 左京保健所健康づくり推進課長

第32号 中京保健所健康づくり推進課長

第33号 東山保健所健康づくり推進課長

を

第34号 山科保健所健康づくり推進課長

第35号 下京保健所健康づくり推進課長

第36号 南保健所健康づくり推進課長

第37号 右京保健所健康づくり推進課長

第38号 伏見保健所健康づくり推進課長」

「第29号 上京保健センター健康づくり推進課長

第30号 北保健センター健康づくり推進課長

第31号 左京保健センター健康づくり推進課長

第32号 中京保健センター健康づくり推進課長

第33号 東山保健センター健康づくり推進課長

第34号 山科保健センター健康づくり推進課長

に改める。

第35号 下京保健センター健康づくり推進課長

第36号 南保健センター健康づくり推進課長

第37号 右京保健センター健康づくり推進課長

第38号 伏見保健センター健康づくり推進課長」

別表第4中「第41号 衛生公害研究所管理課長」を「第41号 衛生環境研究所管理課長」に、「第46号 削除」を「第46号 北部みどり管理事務所長」に、「第52号 削除」を「第52号 南部みどり管理事務所長」に、「第64号 削除」を「第64号 上下水道局総務部地域事業課京北分室担当課長」に、「第123号 醍醐和光寮長」を「第123号 削除」に、「第128号 建設局水と緑環境部緑地管理課長」を「第128号 削除」に、「第135号 西京保健所健康づくり推進課長」を「第135号 西京保健センター健康づくり推進課長」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第24条関係）

年月日		預金残高表								京都市指定金融機関		
		別段預金口座								前日残高		
受入高		円	払出高		円				本日残高			円

(別段預金受払高内訳)

所屬	受入高	払出高
市役所	円	円
土地基金		
本庁計		

銀行

第8号様式7備考2中「理財局税務部収納対策課長」を「行財政局税務部収納対策課

長」に改める。

第35号様式を次のように改める。

第35号様式（第78条関係）

支 払 通 知 書

年 月 日

京都市指定金融機関 様

京都市会計管理者 ㊞

下記の金額を明細のとおり、お支払ください。

金 _____ 円

支払日 年 月 日

支払件数 件

支 払 済 印

備考 この支払通知書には、支払先についての明細を記載した振込依頼書を添付する。

第47号様式備考以外の部分中「市（区）会計管理者」を「会計管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市会計規則（以下「改正後の規則」という。）第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条、第85条及び第99条の規定は、平成22年度予算に係る会計事務から適用し、平成21年度予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成21年度予算に係る会計事務については、次の各号に掲げる公印は、それぞれ当該各号に掲げる審査済印とみなす。

(1) 改正後の規則第118条第1号に規定する支払命令に用いる公印　この規則による改正前の京都市会計規則（以下「改正前の規則」という。）第118条第1項第1号に規定する支出命令の審査に用いる審査済印

(2) 改正後の規則第121条第1項に規定する小切手の振出しに用いる公印　改正前の規則第121条第1項に規定する支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算の承認並びに小切手の振出しに用いる審査済印

（会計室）